

# 産業建設常任委員会

日 時 平成 2 5 年 7 月 8 日（月）午前 1 0 時～  
場 所 第 3 委員会室

---

## 1 開 議

## 2 事 件

（ 1 ） 畑野町水道未普及地域解消事業について（行政報告）

## 3 そ の 他

# 産業建設常任委員会資料

上 下 水 道 部

平成 25 年 7 月 8 日

## 畑野町水道未普及地域解消事業について(行政報告)

### 1. 畑野町水道未普及地域解消事業実施経緯

- ①平成 7 年度 基本計画、平成 9 年度 水源調査を実施して事業計画を策定。  
多額の事業費となり、地元負担も高額であったため、地元調整が難航し、これ以降の進展なし。
- ②平成 11 年度 一部団地において水源枯渇による断水が発生した。以降、水源の不安定な状況は変わりなく、水道施設の老朽化も相まって公営水道設置への意識が高まる。
- ③平成 15 年度 畑野町自治会から公営水道設置に向けた強い要望があり、アンケート調査を実施。(回収率 70% でそのうち 70% の家庭が公営水道を希望)
- ④平成 18 年度 畑野町自治会に水道設置推進委員会が設立され、課題整理事項の解決に向けて、地元での具体的な取り組みが開始された。(地元整理事項 別添資料①)
- ⑤畑野町から平成 19 年 3 月 20 日付け水道未普及地域に対する支援要望書提出。  
さらに、平成 20 年 5 月 29 日付け要望書にて、地元分担金の分割支払対応要望があり、これを受けて、平成 20 年 8 月 19 日付けで、市長から畑野町自治会に対して地元分担金対応について回答された。(別添資料② )
- ⑥平成 20 年 12 月 19 日付けで、畑野町自治会長から 900 戸を超える設置件数をもって、事業の推進要望書が提出された。これを受けて市として事業推進が決定し、事業事前評価委員会の答申を経て、平成 21 年 3 月議会において上水道事業の給水区域拡張の条例を可決後、国へ水道事業経営変更届出書を提出する。
- ⑦平成 21 年 8 月、国庫補助事業採択を受け正式に国庫補助事業として着手。
- ⑧平成 21 年 9 月 29 日付けで地元分担金等に関する覚書(別添資料③)を締結し、平成 21 年 12 月議会において亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例(別添資料④)が可決された。

### 2. 事業実施状況

- ①平成 21 年度から着手した本事業については、順調に進み平成 25 年度末で予定どおり完了いたします。

- ②上水道への接続完了は当初計画では平成 25 年度末でしたが、一部を除き平成 25 年 5 月末で配管工事が完了しており、平成 25 年 7 月 1 日現在、ほぼ畑野町全域で上水道給水が可能となっております。また、申し込み家庭には上水道メーターを順次設置し、ほとんどの家庭で上水道での給水を行っております。

### 3. 水道施設の設置状況及び事業費

○別紙資料⑤及び⑥のとおり

### 4. 畑野町自治会からの事業最終段階報告

○平成 25 年 7 月 1 日畑野町自治会から、市長に現状を報告されました。  
そして、要望事項(下記②)について協議しました。

①畑野町の自治会受付申込者数 940 軒 (別添資料⑦にて詳細説明)

②要望事項としては

- ・運営管理費の補助願い(今後継続する初期設置登録申込負担金分割者対応事務等)
- ・弱者救済方法(負担金分割払いにかかる未払者への対応)
- ・事業終了後の負債処理について(平成 30 年度における分割支払金未払対応)

### 5. 亀岡市の今後の方針

①畑野町自治会に、地元の分割支払金収納状況に応じた分担金を、平成 30 年度までの延納分割納付を認める。

【亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例第 4 条ただし書】

②分割納付完了期間の平成 30 年度までの分割者対応にかかる事務費の支援を行う。

【分割対応期間は事業事務継続とみなし、必要経費に対する補助を行う】

- ・債権管理業務に係る経常的な事務経費  
(事務人件費、通信費、光熱費、口座振替手数料等)
- ・専門的な業務の外部委託に係る経費 (弁護士費用、税理士費用等)

③事業終了後に負債が残らないよう最大限の努力をいただくものとし、平成 30 年度時点の状況により協議を行うものとする。

④亀岡市上水道としての給水開始後は、亀岡市上水道事業給水条例に基づく対応を行う。

## 畑野町水道整備にかかる作業

## 1. 作業フロー

| 作業内容                                          | 地 元                                                                   | 市                                                                                 |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①水道整備にかかる啓<br>発活動 《地元主体》                      | ・住民に対する水道整備に対<br>する意識の啓発活動。<br>(内容は活動方針による)                           | ・情報提供、資料作成協力                                                                      |
| ②水道整備に向けた各<br>戸意思確認(計画給水<br>人口の確定)<br>《地元主体》  | ・各戸水道整備参加の意思確<br>認等による給水人口の確定。<br>(内容は活動方針による)                        | ・情報提供、資料作成協力                                                                      |
| ③専用水道との協議、<br>交渉(計画給水人口の<br>確定) 《地元主体》        | ・専用水道事業者との水道整<br>備に向けた協議調整。<br>(土地の整理・施設の整理等)                         | ・地元と共に整理に向けた<br>協力をおこなう。                                                          |
| ④水道埋設に関する用<br>地整理(埋設位置確保)<br>《地元主体》           | ・水道管理設場所等の用地整<br>理、埋設承諾確保。<br>(団地所有地、個人所有地)                           | ・地元と共に整理に向けた<br>協力をおこなう。<br>(登記関係の確認等)                                            |
| ⑤事業計画の確定<br>(事業費算出・地元負<br>担額算出) 《市主体》         | ・現状の情報の提供、計画確<br>定に向けた調整、協議。                                          | ・給水人口等確定による事<br>業計画の確定作業。<br>(事業費、財源計画の確定)                                        |
| ⑥水道整備財源の確保<br>と調整(地元負担の検<br>討・補助要望)<br>《地元・市》 | ・事業費確定による補助額確<br>定を受け、さらなる支援の要<br>望。(国・市)<br>・地元負担の最終調整と地元<br>意志決定確認。 | ・事業費確定による補助の<br>要望。(国・府)<br>・財源計画の最終調整と各<br>額の確定。<br>・地元負担方法の検討、協<br>議による負担方法の決定。 |
| ⑦事業開始に向けた、<br>認可取得作業。<br>《市主体》                | ・認可取得作業に向けた、地<br>元負担金の確保。                                             | ・認可取得作業のを実施し、<br>認可取得をおこなう。                                                       |

## 資料②

### 畑野町地元分担金対応について

平成 20 年 8 月 19 日

| 【事業費の概要】                                                                                                                                                                                                                    |         |                |                                                                                       |                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 全体事業費                                                                                                                                                                                                                       | 項 目     | 概 算 額          | 内 容                                                                                   |                                         |
|                                                                                                                                                                                                                             | 全体事業概算額 | 約 3,600,000 千円 | 実施設計、用地買収費、工事費<br>(配水池、加圧設備、送水管、配水管、公道下給水装置工事)                                        |                                         |
|                                                                                                                                                                                                                             | 国庫補助基本額 | 約 3,070,000 千円 | 全体事業費から次の費用を除いた事業費。<br>(施設の門、柵、塀・消火栓・舗装本復旧の規定以上分・公道下給水装置工事費)                          |                                         |
| 財源内訳                                                                                                                                                                                                                        | 項 目     | 補 助 率          |                                                                                       |                                         |
|                                                                                                                                                                                                                             | 補助金     | 国庫補助 (1/3)     | 約 1,023,000 千円                                                                        | 国庫補助基準に基づいた補助額                          |
|                                                                                                                                                                                                                             |         | 府補助金 (1/10)    | 約 307,000 千円                                                                          | 府補助は現在、廃止の方向にあるが未普及解消のため残す努力がされている。     |
|                                                                                                                                                                                                                             |         | 市補助金 (30%程度)   | 約 950,000 千円                                                                          | 市補助については、地域の状況及び通常より高額となる等を考慮し、最大限努力した。 |
|                                                                                                                                                                                                                             |         | 補助金 計          | 約 2,280,000 千円                                                                        |                                         |
|                                                                                                                                                                                                                             | 補助以外    | 地元負担額          | (全体事業費－補助金)<br>約 1, 3 2 0, 0 0 0 千円<br>計画 1, 1 0 0 戸 (全戸参加の場合)<br>一戸あたり 約 1, 2 0 0 千円 |                                         |
| 【要望に対する分担金対応について】                                                                                                                                                                                                           |         |                |                                                                                       |                                         |
| ① 畑野町水道未普及地域解消事業費に係る当初申込者の地元分担金については、一括前納を基本とするが、やむを得ず次の案により分割対応を認めることとする。<br>一案 1,200,000 円一括前納<br>二案 600,000 円一括前納・600,000 円 5 年分割 (別途金利が必要)<br>三案 300,000 円一括前納・900,000 円 10 年分割 (別途金利が必要)<br>※分割期間は事業開始年度から、各案による期間とする。 |         |                |                                                                                       |                                         |
| ② 分割対応は当初申込者に限るものとする。                                                                                                                                                                                                       |         |                |                                                                                       |                                         |
| ③ 自治会が当初申込者の預託を受けて、責任を持って当初申込者から集金を行い、分割による支払者に関しても、畑野町が履行の責任を持って亀岡市に納付する。                                                                                                                                                  |         |                |                                                                                       |                                         |
| ④ 給水開始後の後日申込者に対しては、応分の分担金徴収に伴う条例の制定を行い、適切に対応する。                                                                                                                                                                             |         |                |                                                                                       |                                         |
| ⑤ 畑野町が負担する分担金は、最低 9 0 0 戸分 (1 0 億 8 千万円) と分割対応に係る金利分とし、完納に対して全責任を負うこととする。(最大 2 0 0 戸分は、先行投資として亀岡市が後日申込者から徴収する。)<br>なお、あくまでも水道未普及解消に向け、地元分担金を最大限軽減するための対応であることを理解いただき、当初申込者が 900 戸を超え先行投資分が減となるよう努力願いたい。                     |         |                |                                                                                       |                                         |



## 亀岡市畑野町水道未普及地域解消事業に伴う地元分担金に関する覚書

亀岡市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）及び畑野町自治会長（以下「乙」という。）は、亀岡市畑野町水道未普及地域解消事業（以下「事業」という。）に伴う水道未普及地域解消事業地元分担金（以下「地元分担金」という。）について、次の内容で合意に達したので、その内容を覚書として取り交わす。

## （目的）

第1条 事業の円滑な推進を図るため、乙が当初申込者（事業の着手前から上水道の給水を申し出ている者をいう。以下同じ。）から預託を受けた地元分担金を甲に納付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （事業協力）

第2条 乙は、次条の算定に基づく地元分担金を確実に甲に納付するとともに、事業が完了するまで、その円滑な施行のために最大限の協力を行うものとする。

## （地元分担金の額）

第3条 乙が負担する地元分担金の額は、事業の実施年度ごとに、事業費から国庫補助金等を差し引いた額を事業区域の想定戸数である1,100戸で除して得た額（以下「算定基礎額」という。）に、当初申込戸数を乗じて得た額とする。ただし、当該受益者戸数が900戸に満たない場合は、算定基礎額に900戸を乗じて得た額とする。

2 地元分担金の額には、亀岡市上水道事業給水条例の規定に基づく工事負担金及び加入金相当額を含むものとする。

3 地元分担金の額に過不足が生じる場合は、事業最終年度に精算するものとする。

(地元分担金の納付)

第4条 乙は、事業の各実施年度の事業費を基にして賦課を受けた地元分担金については、甲の発行する納入通知書に基づき、発行の日から14日以内に一時払の方法により納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の書面による申出に基づき、甲が特に納付を困難と認めたときは、分割払の方法によることができるものとする。ただし、この場合は、応分の金利分についても加算するものとする。

(補則)

第5条 本覚書事項の解釈等に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

以上のとおり覚書を定めたので、証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年10月29日

甲 亀岡市北古世町一丁目2番5号

亀岡市長 栗山 正



乙 京都府亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1

亀岡市畑野町自治会  
会長 奥野 正三





亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例をここに公布する。

平成21年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第40号

# 亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び第228条第1項の規定に基づき、亀岡市水道未普及地域解消事業（以下「事業」という。）において水道未普及地域解消事業分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の額)

第2条 分担金の額は、事業費から国庫補助金等を控除した額の範囲内において、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める額とする。

(分担金の賦課)

第3条 分担金は、受益者が組織する団体で管理者が認めるものに対して賦課する。

2 分担金の額は、亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）第14条の2、第14条の3及び第18条の規定による工事負担金及び加入金（以下「工事負担金等」という。）相当額が含まれているものとみなし、対象受益者には工事負担金等を賦課しないものとする。

(分担金の徴収等)

第4条 分担金の徴収は、事業年度ごとに一時払の方法によるものとする。ただし、管理者

が特に徴収を困難と認めたときは、別に定めるところにより、分割払の方法によることができる。

2 分担金は、納入通知書を発して徴収するものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の改正規定は、水道法（昭和32年法律第177号）第13条第1項の規定に基づく届出を行った日から施行する。

(亀岡市上水道事業給水条例の一部改正)

2 亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

## 第14条の3第2項の表中

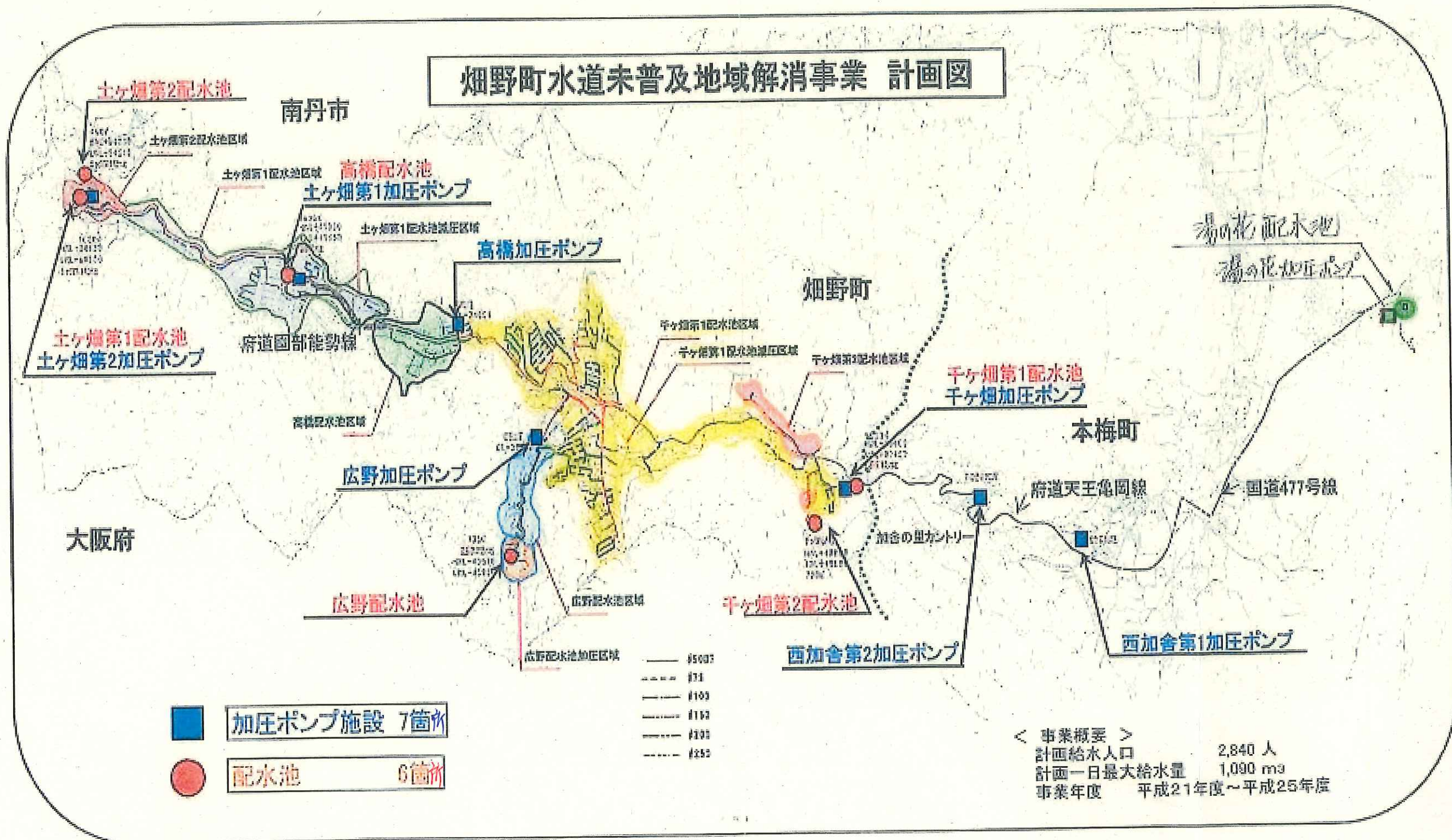
|           |                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| 3 給水面積加入金 | 給水対象敷地面積1平方メートル当たり500円<br>(宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。) |
|-----------|------------------------------------------------------------|

」を

|              |                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 3 給水面積加入金    | 給水対象敷地面積1平方メートル当たり500円<br>(宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。)                 |
| 4 水道未普及地域加入金 | 前3項に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合(別に定める分担金の賦課のある場合を除く。)は、管理者が別に定める額 |

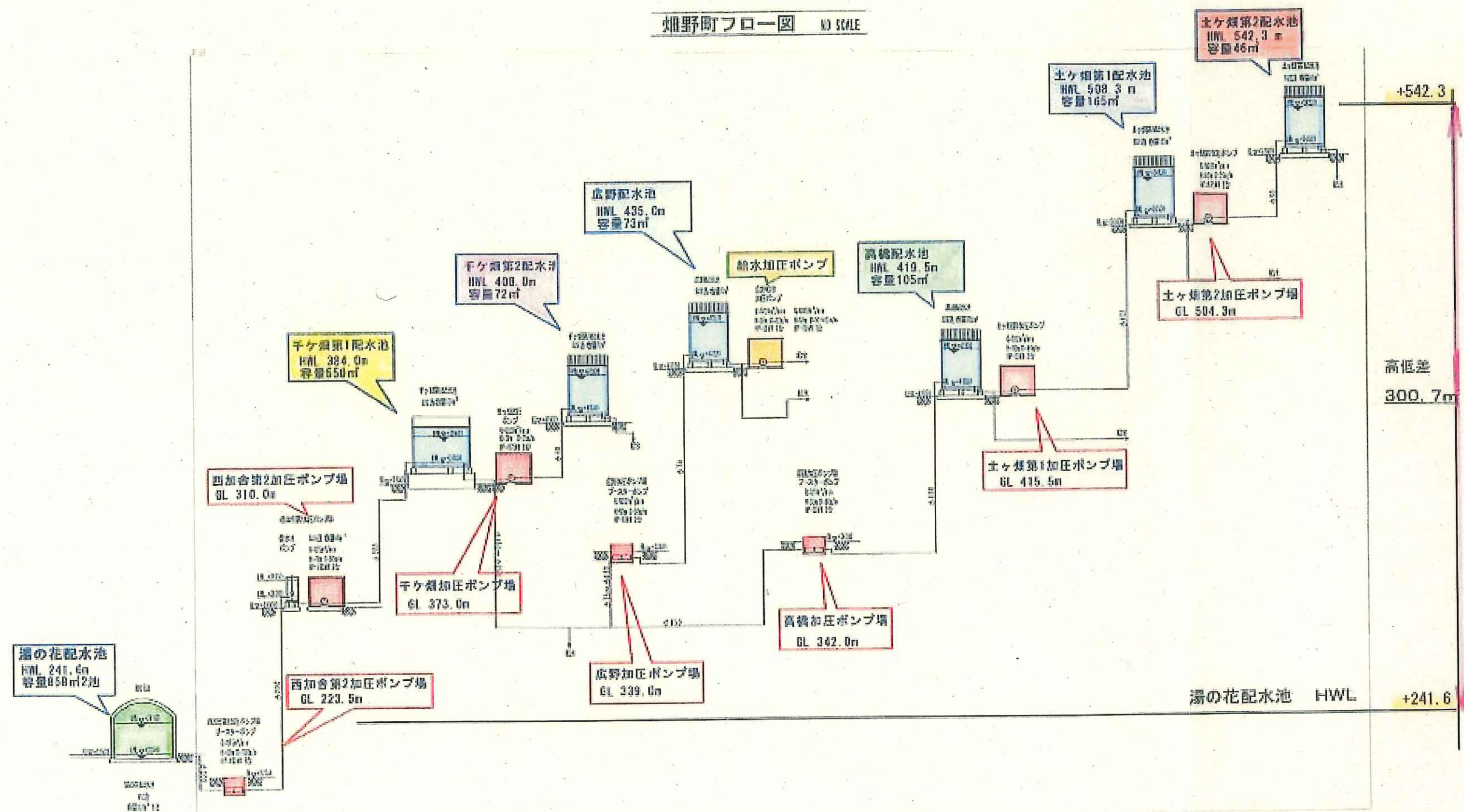
」に改める。

「揭示済」





畑野町フロー図 NO SCALE



|      |                         |     |     |     |
|------|-------------------------|-----|-----|-----|
| 工事名  | 平成21年度<br>畑野町水道普及地域整備事業 |     |     |     |
| 工事番号 |                         |     |     |     |
| 工事場所 | 畑野町 畑野町 畑野町             |     |     |     |
| 図面番号 | 畑野町フロー図                 |     |     |     |
| 縮尺   | NO SCALE                |     |     |     |
| 図面番号 | 図面内                     |     |     |     |
| 作成者  | 日 長                     | 日 長 | 日 長 | 日 長 |
| 承認者  | 日 長                     | 日 長 | 日 長 | 日 長 |







## 西加舎第2加圧ポンプ場

受水池  
容量 46m<sup>3</sup>  
ステンレスパネル

加圧ポンプ室



## 西加舎第2加圧ポンプ場

45

多段ポンプ

- ・口径φ80・18.5kw
- ・全揚程 78.0m
- ・水量 0.758m<sup>3</sup>/分
- ・1台交互運転













## 広野加圧ポンプ場

### アキュムレータ

ポンプの運転停止時の水激熱を吸収する装置です。

### 水道用加圧装置 プースターラインポンプ

- ・口径50A 1.1KW
- ・送水量 0.037 $\text{m}^3$ /毎分
- ・全揚程 63.0m



## 広野配水池

### ステンレス製配水池

- ・容量 73 $\text{m}^3$
- ・有効水深 3.5m
- ・HWL+435.7m
- ・LWL+432.2m













事業計画年次表 (畑野町水道未普及地域解消事業)

(単位:円)

| 区 分           | 前年度以前施行分 |             |             |               |                  |               | 本 年 度<br>(平成25年度) |     |     | 翌年度以降<br>計 画  | 合 計 |  | 備 考 |
|---------------|----------|-------------|-------------|---------------|------------------|---------------|-------------------|-----|-----|---------------|-----|--|-----|
|               |          | 平成21年度      | 平成22年度      | 平成23年度        | 平成24年度<br>(繰越含む) | 計             | 計 画               | 実 施 | 計 画 |               | 実 施 |  |     |
|               |          |             |             |               |                  |               |                   |     |     |               |     |  |     |
| 工 事 費         | 補助       | 26,029,500  | 547,149,750 | 1,029,557,300 | 687,473,850      | 2,290,310,400 | 52,427,550        |     |     | 2,342,737,950 |     |  |     |
|               | 単独       |             | 8,500,800   | 82,146,750    | 144,131,400      | 234,778,950   | 86,261,700        |     |     | 321,040,650   |     |  |     |
|               | 計        | 26,029,500  | 555,650,550 | 1,111,804,050 | 831,605,250      | 2,525,089,350 | 138,689,250       |     |     | 2,663,778,600 |     |  |     |
| 用地費及び<br>補償費  | 補助       |             | 10,731,277  |               | 4,003,650        | 14,734,927    |                   |     |     | 14,734,927    |     |  |     |
|               | 単独       |             | 1,311,497   |               | 497,765          | 1,809,262     |                   |     |     | 1,809,262     |     |  |     |
|               | 計        |             | 12,042,774  |               | 4,501,415        | 16,544,189    |                   |     |     | 16,544,189    |     |  |     |
| 調査費及び<br>設計監費 | 補助       | 81,018,000  | 14,231,658  | 7,875,000     |                  | 103,124,658   |                   |     |     | 103,124,658   |     |  |     |
|               | 単独       |             |             | 15,817,200    | 669,921          | 16,487,121    |                   |     |     | 16,487,121    |     |  |     |
|               | 計        | 81,018,000  | 14,231,658  | 23,692,200    | 669,921          | 119,611,779   |                   |     |     | 119,611,779   |     |  |     |
| 事 務 費         | 補助       | 577,500     | 2,477,315   | 1,967,700     | 5,722,500        | 10,745,015    | 1,047,450         |     |     | 11,792,465    |     |  |     |
|               | 単独       |             | 707,565     | 268,701       | 18,350,840       | 19,327,106    | 1,726,300         |     |     | 21,053,406    |     |  |     |
|               | 計        | 577,500     | 3,184,880   | 2,236,401     | 24,073,340       | 30,072,121    | 2,773,750         |     |     | 32,845,871    |     |  |     |
| そ の 他         | 補助       |             |             |               |                  |               |                   |     |     |               |     |  |     |
|               | 単独       |             |             |               |                  |               |                   |     |     |               |     |  |     |
|               | 計        |             |             |               |                  |               |                   |     |     |               |     |  |     |
| 計             | 補助       | 107,625,000 | 574,590,000 | 1,039,500,000 | 687,200,000      | 2,418,915,000 | 53,475,000        |     |     | 2,472,390,000 |     |  |     |
|               | 単独       |             | 10,519,862  | 98,232,651    | 163,649,926      | 272,402,439   | 87,988,000        |     |     | 360,390,439   |     |  |     |
|               | 計        | 107,625,000 | 585,109,862 | 1,137,732,651 | 850,849,926      | 2,691,317,439 | 141,463,000       |     |     | 2,832,780,439 |     |  |     |

※上記表の事業費については、平成21年度～平成24年度までは精算額です。  
 現在平成25年度事業を施工中でありますので、合計額については現時点での精算見込み額です。  
 今後、舗装本復旧工事や一部配水管布設工事等の施行が残っておりますので、最終確定は本年度末となります。

畑野町水道未普及地域解消事業  
初期設置者数

平成25年7月1日現在

初期設置者



| コース | 支払方法        | 件数  | 比率     | 条 件                      | 頭金    |
|-----|-------------|-----|--------|--------------------------|-------|
| A   | 120万円一括払    | 573 | 61.0%  |                          | 120万円 |
| B   | 60万円5年分割払   | 70  | 7.4%   | 金利3%、元利均等返済、期間5年         | 60万円  |
| C   | 90万円10年分割払  | 247 | 26.3%  | 金利3%、元利均等返済、期間10年        | 30万円  |
| D   | 全額10年分割払    | 23  | 2.4%   | 金利3%、元利均等返済、期間10年        | なし    |
| E   | 全額7年分割払     | 25  | 2.7%   | 金利3%、元利均等返済、期間7年         | なし    |
| R   | 全額分割払(ランダム) | 2   | 0.2%   | ランダム返済、利息は別精算することとなっている。 | なし    |
| 合計  |             | 940 | 100.0% |                          |       |

※再受付遅延金は反映されていません。